

パートナーシップ宣誓制度 連携協定を拡大します

パートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する連携協定について、県内各自治体でパートナーシップ制度の導入が拡大しているため、現在、県内6市で締結している連携協定を、9市2町に拡大し、利用者の利便性向上を図ります。

1 内容

県内では11市2町がパートナーシップ宣誓制度を導入しており(令和6年8月時点)、このうち、岡山・総社・備前・真庭・瀬戸内・笠岡の6市間では、当制度の相互利用のための連携協定を締結しています。

県内各自治体で同制度の導入が広がる中、上記6市以外の自治体から連携協定を締結したい旨の要望を受けたことから、既存の連携協定に参加意向の自治体を加えて、協定を新たに締結します。

2 実施時期

令和6年10月1日(予定)

3 その他

- ・詳細は別紙にてご確認ください。
- ・パートナーシップ宣誓制度とは、お互いを人生のパートナーとし、相互に協力し合う関係であると宣誓されたことを岡山市として証明する制度です。対象となる宣誓制度の内容については各自治体で異なります。

【問い合わせ先】

岡山市人権推進課 加藤・池本 直通086-803-1070 内線3926

パートナーシップ連携協定の拡大について

令和6年9月
人権推進課

■県内各自治体でパートナーシップ制度の導入が拡大しており、導入した自治体から利用者の利便性向上を図る目的(手続きの簡素化)として協定を締結したい要望があるため、これまでの煩雑な協定方法を見直すとともに、新たな協定を締結する。

現在の協定: 令和4年10月1日協定

岡山市・総社市・備前市・真庭市・瀬戸内市・笠岡市 (6市)

新たな協定: **令和6年10月1日**

美作市・井原市・和气町・早島町・赤警市を追加(9市2町) <※従前の協定方法による> ➡ **現在の協定は廃止**
※津山市・玉野市も今後パートナーシップ制度導入予定があり協定への参加の意向あり

